

東日本大震災

No.15

経営協 支援活動情報

平成 23 年 4 月 29 日

全国経営協事務局

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

1. 夏期に向けた徹底した節電対策について

すでにご案内のとおり、大震災の影響によって東京・東北電力管内の電力供給力が大幅に減少しており、今夏には同管内において大幅な電力の供給不足が見込まれています。

4月8日に電力需給緊急対策本部（閣僚級）から政府の方針が示されたことを受けて厚生労働省は、東京・東北電力管内の社会福祉施設等が節電について最大限の取り組みを行うよう呼びかけています。

【夏期節電の主要な取組例】

（大口・小口需要家）

- 空調の設定温度を1℃引き上げることにより、ビル全体の消費電力の概ね3～4%を削減する。
- 照明の間引き、ネオンの消灯等により照明を半減し、ビル全体の消費電力の概ね5%を削減する。

（家庭）

- 空調の設定温度を1℃引き上げることにより、家庭の消費電力の概ね3～5%を削減する。
- 使わない家電はコンセントを抜くことにより、家庭の消費電力の概ね1～2%を削減する。

福祉施設における具体的な電力対策の詳細は、厚生労働省から追って示されることになっています。社会福祉施設は多くの場合、一般の工場や商業施設とは異なり、利用者の安全な生活の維持のために必要とされる電力を利用している生活の場であり、節電の範囲は限られるものであると思われませんが、国民全体の協力のもと実施される節電への取り組みに対して、可能な範囲において協力することが求められています。そのため、福祉施設における「節電自主行動計画」の策定に向け、本会としても工夫例の把握とともに、要援護者が生活する福祉施設の特性を十分に反映した取り組みを進めるため、情報提供等に努めてまいります。

2. 社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

厚生労働省老健局高齢者支援課では、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期生活介護の介護報酬については、今般の東日本大震災による被害が極めて甚大であることに鑑み、本震災に係る寄付金（義援金）の支出については、以下の要件を満たすことを条件として特例的に支出を可能とする旨の事務連絡を发出了しました。

(要件を満たす条件)

各法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること

- ① 法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと
- ② 法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと

なお、本件に関する問い合わせ先は次の通りです。

厚生労働省老健局高齢者支援課 企画法令係(内線 3971) 電話 03-5253-1111(代表)

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉

- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・全国経営協ホームページへの掲載